

府督總濟台
輯編課報情

郵報

少年保護記念日
鐵道運貨の改正
現地堆肥を作る村

號日五十月四

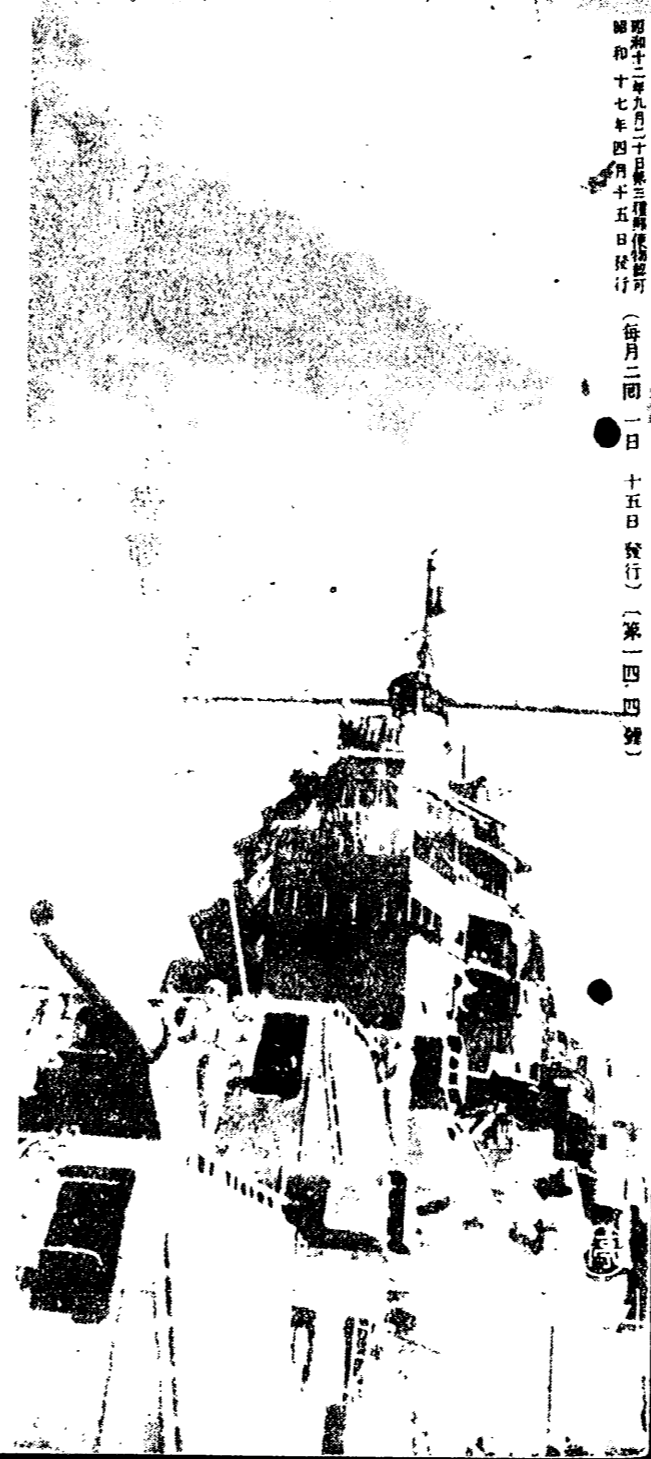


人が皆戦士

十五日發行



台 灣 總 督 府
情 報 課 編 輯



昭和十七年九月十五日
昭和十七年四月十五日發行
（每月二回）
十五日發行（第一四四號）

號日五十月四

双球菌に

南アフリカニ

チリビアル

純正
チリビアル

通劑を適症に使用
するは治癒への捷徑
である……故に肺炎
淋疾等の双球菌性化
膿症には双球菌に對
し特異の菌克服作用
を發揮するス・ヒル
|| トリアノンが常用
される……事實、肺炎
死の低減に……淋疾の
短期治療に……トリア
ノンの貢獻は至大で
ある。

肺炎・扁桃腺炎
中耳炎・感冒
化膿性婦人科疾患
急性・慢性淋疾

町修道區東市阪大・元寶發造製
店商衛兵五邊田

少年保護週間を迎へて

興亞日本に子は寶
少年を強く健かに

法務局長

中村八十一

皇國日本が如何にして此の曠古の聖業を達成すべきかと言ふことは實に當面の重大問題である。

幸に對米英開戰劈頭に於て、又現在に於て驚異的戰果が擧げられてゐることと就ては、我が陸海軍の精銳に對し只管感謝の外はない。

従つて國內に於ては假令政治、産業、經濟、文化に於て幾多の過渡的問題が發生するにしても、一糸亂れざるの態勢下に、彼等の謀略戰、思想戰、宣傳戰に勝ち抜く覺悟が絶対に必要であ

る。

此の意味に於て、司法保護は國家事業の消極面を擔當するものと斷ずるは早計であつて、高度國防の一環として、今後も尙一世紀は續くであらう處の此の戰に神國防衛の二千六百年來の傳統的大使命を完遂する爲には、絶対に必要な積極的國家事業と謂ふも決して過言ではあるまい。

明日の日本を背負ひ、明日の東亞を指導すべき重き任務を擔當する少年の保護事業は、刻下喫緊の要務であつて、

其の使命は常に本人の保護善導に止らず、國の寶である健全なる少年をも不良化する少年による悪感化から護らうとする司法保護の中でも特異な重要任務を有つものである。

目次 (四月十五日號)

- 少年保護週間を迎へて……………中村八十一
- 鐵道運賃改正の要點……………運輸課
- 堆肥を作る村……………編輯部
- 戰爭地理 ビルマ……………編輯部
- 新稅の増徴……………情報部
- 皇民講座(國民性)……………中美奉治
- 新嘉坡降伏の日……………編輯部

大正十一年四月十七日「愛の法律」として、世界的に其の優秀性を認められた少年法が公布されてから、本年は當に二十周年に該り、待望の少年保護處分全國施行の實現を見たのである。此の公布日たる四月十七日を少年保護記念日と定め、各方面と協力して少年保護の趣旨徹底に努力して來たのである。本島に於ては、未だ少年法實施に至つて居ないのであるが、既に實施の機運は醸成されて居る。尙從來に於ても、同法の精神を汲み、犯罪少年又は感ながら漸次増加の一途を辿り、實に於ても益々兇惡化の傾向を現はしつゝあることは、眞に憂慮に堪へない處である。而して其の原因として、父兄の出征、それに伴ふ姉妹の社會的進出により家庭に於ける指導監督の缺陷、販産業への少年労働者の著しき就職と、是れより生ずる身分不相應の収入等が擧げられるのであつて、家庭環境が如何に少年の心に大きく影響するかを想ふ時、洵に寒心に堪へざるものがあるのである。

今假に本島に於ける少年の犯罪統計を見るに禁錮以上の刑に處せられ刑務所に收容されたる二十歳未満の者のみでも、昭和十年二四一人、同十一年二八〇人、同十二年二五八人、同十三年四三五人、同十四年二八二人、同十五年三一一人、同十六年三一七人となり而も恐喝、詐欺、横領等頗る

惡質の犯罪が増加しつゝあることは、時局下特に見逃し得ないものがある。従つて少年保護は唯單に少數の保護機關のみの活動では萬全を期し得ないのであつて、決戦體制に即應する積極的な國民社會の全面的協力が必要であると共に、その不良化を未然に防止するためには、各自の家庭を明朗和合ならしめ、其の環境を淨化し父母兄弟が眞實愛の發露により保護監督することが第一でなければならぬ。

謂ふまでもなく日本の家庭は國家の縮圖であるから日本人の家庭に於ける生活、即ち家の爲に務を盡す生活は、其の儘國家生活に於て國民としての本分を盡す修練を自ら積んでゐることになるのであつて、日本の家の和は其の家族各自の己を空ふる奉仕で實現されるのである。而してその無我奉公の最も典型的なものが日本の母であり、

此の母により鬼神も避く皇軍將士の育まれたことを思ふ時、家庭に於ける母の役割程大きいものはあるまい。

「興亞日本に子は寶」日本の少年は最早や吾が子、吾が弟、吾が妹ではない。聖業達成の重責を双肩に荷ふ國の寶である。此の寶を正しく強く健かに育てる爲に、私は先づ日本の母に大きな期待を懸け度い。極言すれば子供を良くするも不良にするも母の慈愛と家庭の躰次第と言ひ度い。

子供の爲には、如何なる苦勞も困難も又誘惑とも闘ひ抜き、自己の何ものをも犠牲として、敢て惜しむことなき絶大無限の日本の母の愛情と熱と誠ある家庭の躰とが、貧しくとも正しく強く臣民の道を歩む根源となると信ずるからである。

既に不良化しつゝある少年と判つたら、直に夫々の機關に協力を需めて、

正しく教護することを怠つてはならぬと共に、社會一般も亦國民總進軍の時局を刻銘して、少年の保護に全的支援協力を期待したい。そして更に一步進めて、要保護少年になる前に、モット親は子の教養に關心を持つべきである。

要保護少年の問題は、現に國家的問題として取り上げられつゝあるのである。今日の如き重大時局下に、斯かる問題が重大化しつゝあることは、誠に皮肉な現象と謂はねばならぬ。

親は、母は、家庭は單に面目の上から、要保護少年の問題を考慮することなしに、眞剣に子を家の子として皇國の子として生活せしめ、教養すべきである。そしてそれが其の健奉公の誠を盡す所以であると考へて貰ひ度いのである。

創業明治四十年



日本ペイト

東京大阪奉天台北

堆肥を作る村

一期作の田植を終へた 北斗郡の農村を訪ねて

大東亞戦後復興のため、全島あけて生産力の補充に努め、苦闘が展開されてある秋、戦域にはげむ戦後の推進力、力の糧となる米穀の増産こそは現下の急務であるが、これら農作物の増産上最も必要なのは地力の回復であり、そのためには金肥不足を克服、これには堆肥の増産をはからねばならないのである。臺中州北斗郡は、郡下一帯が有機質の乏しい砂質土壌で、金肥の供給不足は農作物の増産に大きな打撃をもたらさんとしたのであるが、郡民の献身的な協力により堆肥の増産に見事成功、本年度第一期水稲をはじめ甘藷、甘藷は早くも理想以上の收穫を約されてある。耕地の片隅に堆積された堆肥の山、一粒の米、一茎の甘藷、一塊の甘藷といへど、生産のかけにひめられたこの辛苦、かくて南方基地復興の食糧は増産されて行くのである。

金肥不足を克服して

臺中州の南部、臺南州に境を接する北斗郡、北方遙かあなたに蜿々とつらなる中央山脈の連山を背にして、北斗郡一帯に於ては第

一期作の田植が行はれてゐた。臺中州が誇る臺中式揚床もこの期は非常な成功で、苗の生ひたちも例年になく強健、年寄りも女も、男にまじつて、竹笠にけやはん姿もかひなく、増産に挺進してゐる。こゝでは一人の怠るものもない。のどかな田植歌さへきこへ三月の下旬だといへ、早くも真夏を思はせる様な炎天の下で、田植が行なはれてゐる。正條密植も今はもういたにつき百パーセントに近い好成績である。氣づかされた水稲肥料も、本年度の一期作水稲用堆肥は甲常三萬斤をめざして、郡下あけて増産にはげんだの

で、昨年十二月十五日には全部積込を完了、醗酵も申し分なく、後は施肥を待つばかりになつてゐる。

思へば苦しい堆肥の積込みであつた。しかし今見事に積上げられた堆肥の前にして、皆喜びの涙にむせんでゐる。

堆肥積込みのはじまつたのは、昨年の秋第二期作の水稲收穫後息つくひまもなく、郡下一齊に行はれた。これに先立ち各部落に於ては堆肥製造法の講話會や、製造實地講習會が開かれ、部落農業組合では毎月の興亞奉公日を堆肥積込日として衛生思想の普及と相俟つて宅地清掃を實施し、堆肥

材料を積極的に蒐集したのであつた。

この日は郡民まだ暗いうちに起床、一家總出で午前九時までに家屋の中はもとより宅地を清掃し、塵芥を堆肥舎又は堆肥積込に便利な場所へ蒐集した。又田畑の水路畔畔の雑草を刈取り、これだけの材料では尙乏しいので、保正又は部落農業組合指導員によつて指定された場所に全部落民一人一人以上出場し、草刈を實施したのである。この時刈取られた雑草は、云ふまでもなく各自の所得となつて處理された。これらの雑草は五日以内に各農家に堆肥積込を完了したのであ

る。

そればかりか海岸地帯に於ける保安林に於ては、林中の草を刈取るために郡民八千五百人が四日間にあつて出場し、かひなくしく働いたのである。又沙山の保安林の枯草は三日間にわたつて本島人青年に勤勞奉仕を行はせて刈取つた。これは秋津移民村の出征軍人の家の堆肥に供したのである。これらは農業を通して青年の體位向上をはかり、ひいては農業に親しむことによつて堅實な農村青年を作りあげ、最後にこれを志願兵に仕立てようとする郡の意向によるものであるが、農業報告の念に燃ゆる

郡下青年は、召集狀一枚で欣然と参加したのであつた。

かうして郡が意圖する堆肥の豫定量は着々として確保されて行つたのであるが、金肥不足に加へて勞力節減と云ふ大きな難關があり、畦畔あるひは宅地周囲の雑草だけでは到底豫定の堆肥を作り上げることは困難である。そこで郡當局は昭和十六、七年度の甘藷刈取期間中に圃場堆肥の製造を實施することになつた。甘藷刈取後の畑より生産された甘藷葉をはじめ蔗頭部、雜草に至るまでその他堆肥の材料となるすべてのものを蒐集、圃場の一隅に

堆積堆肥として積込んだのである。

堆肥の増産に挺身して

かくて北斗郡下に於ける堆肥は、郡民の自發的な協力により、中に出征軍人家族援護等、内豪一如のうるはしい光景をおりませ、堆肥の大量確保に成功したのであるが、北斗街のはづれ中圳仔部落に増産戦士の一入、盧盛春氏を訪ね、堆肥増産の實際について聴くことが出来た。

パイヤにかこまれた白壁の農家、まだ新築後間もない真新しい内地瓦は春日

をあびてきら／＼してゐる。この邊りの農家が皆さうである様に、盧家の宅地にも一面野菜が栽培されてゐる。休閑地と云ふ言葉などもはやこの部落では通用しないのである。

野良着のまま、跣足で出て来た盧氏夫人に案内された一室には、北斗郡第二回自給肥料審査會の一等賞状が掲げられてゐる。國防色のシャツを着てズボンまくりあげたまゝ、畑から歸つて来た盧盛春氏は今年四十八、見るからにたくましい篤農家である。氏は堆肥の製造についてその苦心を語るのであつた。

◆……これまで金肥が思ふ

様に手に入つてゐた頃は、われ／＼農民は堆肥の製造など夢にも考へなかつたのです。かう云ふ大きな轉換期に遭遇した今では、つく／＼堆肥の有難さを感じます。郡が堆肥の積極的な増産をはかつたのは昭和十三年度で、十五年度には各戸に自給材料による堆肥舎

香るか巻渦鳥金

紋とりはナゼ

金鳥香に限る。他では絶対に真似の出来ない製法特許だからです。

火持も長く二割方徳用です。

防地の兵隊さん、近衛隊に是非。

本館 日本除虫菊株式会社

を建設し、本格的に堆肥増産をはかることになりました。

はじめのうちは馴れないために、随分苦勞もしましたが、昨年は水田甲當り三萬斤施肥しても尙餘分があり、甘蔗にも施しました。

先づ堆肥の製造にあつては、雜草、甘蔗の葉等の乾燥材料を一尺程積上げ、更にその上に豚糞より出した豚糞を一尺積み、それに醗酵をうながすために石灰窒素をふりまきます。水分の不足してゐる場合には水をそゝぎ、これをくりかへして高さ六尺以上に積上げました。そして二三日毎に水をかけ、三週間に第一回

目の切返しを行ひ、これを三週間に三回行ひます。今までの経験では、單に草類だけで作つた即製堆肥では効果が少い。やはり豚糞を使用したものに限る。それで私は養豚に力を入れ、今豚九頭と牛二頭を飼育してをります。

これまで堆肥の材料としては稻藁、甘蔗の葉等を使つてをりましたが、これだけでは甲當三萬斤はとても作ることが出来ない。どうしても畦畔の雜草や路傍の草を刈取らねば駄目です。そして農閑期を利用することは勿論、たとへば農閑期に於ても、堆肥の積込み、あ

るひは切返しの時等、時

機を逸してはよい堆肥が出来ない様です。

この中圳仔部落は昔から副業の盛んな村で、女、子供は黄麻を用ひて繩をなつてゐたが、今は材料の關係から棕櫚、芭蕉等の代用纖維を用ひてゐる。早くから郡下の模範部落として表彰を受けた村だけあつて、部落内の清掃もよく行届いてゐる。さゝやかではあるが生活も豊かである。

部落の小路をあるいてゐると、農家の庭で急に七面鳥がけた／＼と鳴き出した。春の陽ざしはまばゆい程明るい。日照りつゞきで田植のすんだばかりの田が

心配だと部落民はみんな空を氣にしてゐた。夜は十二時近くまでみんな田に出て龍骨車をふんでゐるが、もう埤圳の水はかれかゝつてゐると云ふ。堆肥舎には堆肥が山と積まれてゐる。この一期作からはもう肥料に困ることはないのだ。雨さへ降れば後は何の心配もないのだ。一粒の米と云へば粗末に出来ないこの重大な時に、農民たちは空を見上げては日焼けした顔に一沫の憂をうかべてはゐるものゝ、早くもふさ／＼と實つた黄金の波を腦裏に描きながら、食糧確保の敵をふるのであつた。

編輯部

新税 長期建設に備へ

直接 税の増徴

間接

資源豊かな南方諸邦を其榮園傘下に加へた今日、わが國は何うしても大々的に積極活動をしなければなりません。此の意味で公債をもつと増徴すべきであります。増税も行はるべきであります。日本は一躍持てる國となるべきであります。日本は一躍持てる國となるべきであります。併しこれ等の資源の活用は人手と資本とを必要とするのです。

今左表をかゝけて、増税は當然の順序であることを考へたいと思ひます。

直接税	間接税	其他
日本 六六・八七・二七・五七・五・五六	米 國 六二・三一・三五・八〇・一・八九	英 國 五五・六四・三八・〇八・六・二八
獨逸 四九・五九・二六・一八・二四・三三	佛 國 三一・七九・三四・八四・三三・三七	

- 四、臨時利得税
 - 五、特別法人税
 - 六、馬券税
 - 七、清涼飲料税 新設税
 - 八、廣告税
- 以上八種の直接税並間接税について、増税を行ふ様になつた目的は何か。それについて先づ一通り説明いたしませう。
- それは一言にして申せば、長期戦體制下に於ける臺灣島民の戦時財政への協力といふ事になります。もつと簡潔的に云ふと、
- 一、國庫収入の増加
 - 二、民間の過剩購買力の吸収
 - 三、悪性なる通貨膨脹の防止

本島の實状は未だ前表の如き状態に必ずしも立至つては有りませんが、内地の狀態に即應し今回、三月二十八日付の府報第四、四五一號に掲載された律令第二號から第九號迄の公布に依り、左の八つの直接税並間接税が、四つの事に自發的に協力していただき、以て納税報國といふ標語をそのまゝ實行していただき度いと云ふ事になるのであります。

では次に八種の諸税について、順を逐ふて簡単な説明をする事いたします。

一、第一種所得税

これは、銀行、會社又は同族會社等の法人清算所得に賦課するもので、個人とは直接關係がなく、例へば銀行にある預金の利子や、會社の發行してある株券の配當金の様な種類のもので、私共が會社や銀行から其れを買つた時には、已に銀行や會社から税金の分だけ差引いて國家に第一種所得税として支拂済と云つた仕組みになつて居り、私共が知らない内に、もう國家に納付されてゐる譯です。これが今回の改正に依りますと、左の通りになります。

先づ國內法人に對しては舊税法では税率が百分の十五であつたものが、改正税法では百分の二十一に、外國法人に對しては舊税法の百分の二十五が、改正税法で百分の三十三になりました。又第二種所得税は次の通り改正されました。

二、第二種所得税

第二種所得税

	舊税法	改正税法
甲 國債利子	百分の二	百分の七
乙 地方債利子	百分の六	百分の十一
丙 其他	百分の七	百分の十二
丁 外國人所有の債権、地方債、其他	百分の十五	百分の二十二
戊 所得金額二萬圓以下の金額	百分の三	百分の六
己 所得金額二萬圓を超え、十萬圓以下	百分の七	百分の十一
庚 所得金額十萬圓を超え、五十萬圓以下	百分の十五	百分の二十二
辛 所得金額五十萬圓を超える金額	百分の二十二	百分の三十三

この第三種といふのは、従來課税の對照となつてゐたのは、有資産階級の勤勞所得者のみであるからです。従て一般下級月收者には、一寸繰上り税であつたのですが、今日の改正によりまして、勤勞所得者（月收百十一圓）以上の収入のある人には、誰でも賦課さ

動員資材を塗料で援護

關西ペイント

大阪・東京・京城・奉天・上海

れることゝなつたのであります。皆さん御存
知の大衆税たる戸税の賦課に、大變接近し
た譯であります。

これは一面から考へると、下級月收者の負
擔が随分重くなる様に一應考へられるので
あります。

が、事實は其れ程の負擔を要求してはゐない
のであります。併しこの大東亞戰爭といふ、
日本帝國隆替の岐路に立つて、假に税が重く
なつたとしても、それは日本あつての日本人
である事を深く考へるとき、進んでどんな苦
しみでも買つて出る國民的氣概の持主であれ
ば、それこそ當然の事であり問題とすべき性
質のものではないのであります。話は少しそ
れましたが、そんな譯で、大局的には、第三
種所得税とは、金持の拂ふ税金なり。ときめ
てゐたのが、國民一般の大衆税たる性質を帯
びるに至り、此れを負担するは日本人の光榮
であると内省すべきであり、一方國家として
は、鐵刀戰下に於ける國民的自覺を促さうとす
る趣旨でもあるのであります。極言すれば、
此の國家隆替の秋に、一つでも多くの税を國
家に納付することによつて、それだけ國力の

増強を計らんとするために外ならないのであ
ります。

何故なれば、今回の戰爭は單なる消耗戰で
はなく、併行的に建設戰も戦はれてゐるから
であります。

此の様な趣旨から、昭和十七年三月末日迄
は賦課額は千二百圓以上に賦課されてゐたの
が、昭和十七年四月一日からは四百圓引下げ、
八百圓から第三種所得税が賦課されることゝ
なつた譯です。同項にも述べました様に、賦
課額八百圓と云ひますと、月收百十一圓から
第三種所得税が賦課されるのです。

併し如何に非常時局下とは云へ、急激な過
重負擔は、出来るだけ避けねばならない事は
云ふ迄もない事でありませうから、今度の改正
におきましては、従来の扶養家族控除制度の
範圍を、全所得階級者にまで及ぼし、負擔の
輕くなる様に計らふと共に、生めよ殖せよの
國策の向ふ線に沿ふ様にも充分考へを及ぼ
して仕組まれてあるのであります。

それで今迄は、左記に該當するものは、一
人に付百圓宛所得金額の總計から従来の既定
の生童控除四割を行つたものから更に控除し
たのですが、今回の改正によれば、一人に付
參圓宛、すつかり算定してしまつた税額から、
控引くと云ふ事になつたので、扶養家族の多
い人は差引額が多くなるので、税は大變僅少
となります。これは日本現下の人口政策上か
ら見て、府當局が親心を加へ、國策協力とい
ふ線にそつた譯であります。

扶養家族控除の資格者
イ、滿十八歳未満の者
ロ、滿六十歳以上の老人
ハ、不具廢疾者

右の控除者があれば、舊税法では一人に付
百圓を勤勞所得額から控除しましたが、改正
税法では一人に付參圓を税額から控除するこ
とになりましたから、子福者にとつてはこれ
まで以上負擔が輕くなつたわけですから。
更に舊税法では生命保險が、その前年中に
實際拂込んだ金額の總計二百圓までを所得金
額より控除してゐたものを、改正税法では二
百四十圓まで控除されることになりました。

又改正税法では新しく醫療費控除が行はれる
ことになりました。この醫療費とは醫師、齒
科醫師、藥劑師について支拂つた費用で、扶養
家族控除が、年齢に制限を加へて控除したの
に對し、本控除は年齢に制限を設けず、納税
が前年中に、本人又は扶養家族の疾病もしく
は負傷のため支拂つた醫療費の百分の三を税
額より控除することになりました。このため
醫療費については醫師に料金額收證書の交付
義務を認め、納税義務者はその所得を申告す
る時、領收書を添付して同時に提出する様
に定められてゐます。

以上控除についても、改正税法では、扶養
家族控除や醫療費控除の二項に關し、従来の
舊税法よりも遙かに下級月收者層に對し、親
心を加へてをり殊に醫療費控除の様な新らし
い控除種目を設けたことは、今日迄、下級月
收者層の負擔等が主に醫療費等に由来してゐ
る點に深い考慮が拂はれてゐる譯でありま
す。

【備考】改正第三種所得税率新舊對照表
さて次に勤勞所得には何んなものが入るか

千圓以下の金	改正	舊
千圓以下	百分の一	百分の一
千圓を超え	百分の一・五	百分の〇・六
二千圓を超え	百分の二	百分の二
三千圓を超え	百分の三	百分の二・八
四千圓を超え	百分の四	百分の三・五
五千圓を超え	百分の五	百分の四・二
六千圓を超え	百分の六	百分の四・九
七千圓を超え	百分の七	百分の五・六
八千圓を超え	百分の八	百分の六・三
九千圓を超え	百分の九	百分の七・〇
一萬圓を超え	百分の一〇	百分の七・七
一萬一千元を超え	百分の一〇・五	百分の八・四
一萬二千元を超え	百分の一〇・五	百分の九・一
一萬三千元を超え	百分の一〇・五	百分の九・八
一萬四千元を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
一萬五千元を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
一萬六千元を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
一萬七千元を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
一萬八千元を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
一萬九千元を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
二萬圓を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
三萬圓を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
四萬圓を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
五萬圓を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
六萬圓を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
七萬圓を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
八萬圓を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
九萬圓を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
十萬圓を超え	百分の一〇・五	百分の一〇・五
二十萬圓を超え	百分の四五	百分の三五
三十萬圓を超え	百分の五〇	百分の三五
四十萬圓を超え	百分の五五	百分の三五
五十萬圓を超え	百分の六〇	百分の三五
六十萬圓を超え	百分の六五	百分の三五
七十萬圓を超え	百分の七〇	百分の三五
八十萬圓を超え	百分の七五	百分の三五
九十萬圓を超え	百分の八〇	百分の三五
一〇〇萬圓を超え	百分の八五	百分の三五

妊産 授乳時に

ビタミンB1は新陳代謝を旺しにし、胎兒機能を促進して黄體ホルモンの生産を旺盛ならしめて……

妊産・授乳時に於て本劑の服用は、食慾不振、悪心、四肢倦怠、妊婦性浮腫、脚氣、乳兒脚氣、腸阻等を治療防す。

V.B1含有量
一錠中〇・五mg
★100錠 1000錠

錠ンリボタメカ強

品賣發田武



左に例記すること、します。

- 一、月給
- イ、官吏
- 本俸(加俸あるもの加俸も加へる)
- ロ、會社員
- 本俸(加俸又は手當あれば勿論算入のこと)
- 二、手當
- イ、家族手當
- ロ、臨時手當
- ハ、外地在勤手當(内地より臺灣等に来て買つてゐるもの等)
- ニ、戦時手當
- ホ、本俸以外の嘱託手當
- ヘ、其他手當と名のつくもの一切
- 三、賞與
- イ、年末賞與
- ロ、臨時賞與
- ハ、年度末賞與
- ニ、特別賞與
- ホ、退職賞與
- ヘ、其他賞與と名のつくもの一切

次は控除を受けない生産所得の種類を列記して見ませう。

- 一、商工業に依る生産額
 - 二、銀行、會社、組合の配當金
 - 三、貸金並預金利息
 - 四、家賃
 - 五、其他勤勞所得に入らない収入一切
- 大體以上の様な収入を所得金額といつてゐます。尙戸主や其の同居家族の勤勞所得は、一人々々別々に計算して、先づ既定の生産控除をなし、各人別の計を出して之を合算した總計を出し、其を所得金額とします。
- 所轄の稅務官署では、この所得金額と、申請されてゐる記載事項を見て、保險拂込金額が假りに百五十圓申請してあれば百五十圓控除します。そして前掲の所得稅率によつて稅額を算出します。
- 稅額がきまつたらその稅額から、若し扶養家族が二人申告してあれば二人分六圓を控除し、更だ醫療費控除の申請があれば、それから又醫療費の百分の三に該當する金額を稅額から控除することになりますので、若

しも所得金額が九百圓であるとすれば、次の様な結果となる譯です。

イ、	900	所得金額	前年より翌年二月迄の生命保險拂込額	-1500	賦課額	-750	稅額	$750 \times \frac{1}{100} = 7.50$
ロ、	750	所得金額	扶養家族控除	-6.00	稅額	1.50	醫療費が80圓申請してあるとすれば	$\frac{3}{80} \times 7.50 = 2.81$
ハ、	750	所得金額	扶養家族控除	-6.00	稅額	1.50	醫療費が80圓申請してあるとすれば	$\frac{3}{80} \times 1.50 = 2.40$
ニ、	1.50	所得金額	控除額	-2.40	稅額	0.90		

かうして見ますと、所得金額が九百圓となつた人は、(イ)と(ロ)と(ハ)と(ニ)まで来ると、稅額はなくなつてしまひ、第三種所得稅はかゝらないことになる譯です。

若し此の様な事情の人でも、申請してない醫療費の控除も、扶養家族の控除も保險の控除も權利が失はれることになりますから、

此の人は七圓五十錢の所得稅を納付する義務が発生します。

立前としては、一人でも納稅報國者の多いことが、國家としても望ましい事ではあ

四、臨時利得稅

イ、法人

改正 考

- 一、資本金額の一割を超え基準利益以下の部分.....百分の三十五.....百分の二十五
- 二、基準利益率を超え資本金額を年二割以下の部分.....百分の五十五.....百分の四十五
- 三、基準利益率を超え資本金額を年二割以上三割以下の部分.....百分の六十五.....百分の四十五
- 四、基準利益率を超え資本金額年三割以上の部分.....百分の七十五.....百分の六十五
- ロ、個人
- 營業利得に對する臨時利得率.....百分の三十五.....百分の三十
- ハ、讓渡利得
- 十萬圓以下の金額.....百分の二十五.....百分の二十五
- 十萬圓を超える金額.....百分の四十
- 三十萬圓を超える金額.....百分の五十五

五、特別法人稅並配當稅

三種について書きましたので、一般勤勞者に餘り關係のない本稅は左に改正稅率のみを掲出しておきました。詳細は三月二十八日附の

濃州傳日本刀

濃州關住名匠 二子相傳の力作

金剛無敵の我が國と 共に世界に誇る日本刀の 聖地として世に知らる濃 州關の刀匠中に於て最も 譽れ高き名匠の傑作され し力作を頒布す。眞くは 一家に一振御家として 所藏されん事。

軍刀

責任調製

陸軍 略式 金七十五圓

海軍 制式刀 金八十五圓

白 鍔 金四十八圓

古 刀 金五十五圓

詳細書目録

送呈

領布に就ての詳細

明細を御記入の方

姓名を御記入の方

詳細書目録

送呈

東京市牛込區通寺町六八番地

日本刀專門 勇魂社

電話牛込一四五六

府報につき、律令第五號第六號を参照して下さい。
左に参考として改正税率のみ摘記しておきます。

- イ、特別法人税 (改正) (舊) 剰余金額の百分の一〇・五(百分の五)
- ロ、配當税 百分の十四(百分の九)

六、馬券税 (新設税)

これは勝馬投票券の賣上金に、百分の五の課税をすることにきめられました。尙勝馬投票に當つた人に拂戻す金額(配當金)に對して百分の二十の税率を以て課税する様に定められました。其故、從來の様に一枚五圓の馬券を賣ると、主催者側の畜産會では、二十五圓の税を國庫に納付せねばならないこととなり、一方又配當金を賣ふ人は、假に配當金が十五圓あつたとすれば、三圓の税を國庫に納付せねばならない譯です。

その税に該當する金高だけ差引いて拂戻すので、一般の各個人は丁度酒やタバコを買ふのと同じ理窟で、知らないうちに税が支拂はれるといつた仕組になる譯であります。

七、廣告税 (新設税)

律令第八號により制定公布を見た新税であります。先づ左の三種に大別されます。

第一種

イ、新聞紙、雜誌、書籍其他の出版物等
ロ、第一種の廣告に對しては、廣告料金の「百分の十」を課税されます。
ハ、廣告を出した場合、
△廣告主は廣告の料金を記した申告書を翌月五日迄に政府に提出すること。
△廣告を依頼された(イ)に該當する刊行者側では、其種類毎に數量を記した申告書を翌月五日迄に政府に提出すること。
そして税は同じ翌月中の二十五日迄に納入します。怠つたり、詐つたり、帳簿をかくしたりすると、科料が罰金を課せられます。

第二種

イ、ポスターによる廣告
ロ、一個に付十錢課税されます。
ハ、第二種の廣告税は、廣告主がポスターに一枚宛印紙十錢を貼用し、自己の印章を廣告面と印紙とにかけて消しさへすれば納めたこととなります。
併し何萬何十萬と多い場合は、一々印紙を貼つてみては手数がかゝつて繁雜に堪へませんから、廣告税額に相當する現金を納めて、納税済印の押捺をうけ、印紙を貼用する代りとする事が出来ることになつてゐます。
若し怠ると一個(一枚)に付五圓の科料をとられます。印紙に消印を怠ると一個に付四圓宛科料をとられます。

第三種

イ、「ちらし」其他これに類似のビラで、總督府が定めたものに依る廣告となつてゐます。
ロ、千個(千枚)又は其の端數に付、二十錢課

税されます。

ハ、本廣告税は翌月五日迄に申告し、同二十五日迄に納付せよと定められてゐます。

参考

- 廣告税(新設)
- 一種 廣告の料金の百分の十 一圓 十錢
- 二種 千個又は其の端數毎に 二十錢
- 三種 千個又は其の端數毎に 二十錢

八、清涼飲料税 (新設税)

第一種

「玉ラムネ瓶」の容器入り。中味は課税の對照ではないので、課税の目標物は、あくまでも瓶共のものにおかれてゐることに注意すべきだと思ひます。之は一石に付八圓五十錢の課税です。

第二種

「サイダー瓶容器入り」之も前記通り瓶に對して課税される譯です。中味には本質上あくまで課税はしてゐない譯です。之も一石に

付二十圓の額で課税します。

第三種

炭酸ガス使用料。瓶詰以外のもの一担につき六圓のわりで課税されます。云ひかへればソーダ水に對しての課税といつてもよい譯です。勿論炭酸ガスの使用量の多寡によつて税率の重さは異なることになる譯ですが、大陸第二種程度だと思つて居れば大差ないものであります。

最後に清涼飲料と云はれものはどんなものをさすのかと云ふと、律令第七號第一條に次の様に述べられてゐます。

第一條 本令ニ於テ清涼飲料ト稱スルハ炭酸ガスヲ含有スル飲料ヲ謂フ、但シ全重量ノ百分ノ五以下ノ炭酸ガスヲ含有スルモノ及全容量ノ百分ノ一以上ノ純酒精ヲ含有スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

純酒精ト稱スルハ攝氏十五度時ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ヲ謂フ
とあります。これで清涼飲料とはどんなものを指すのか、又炭酸ガスとはどんなものをさ

してゐるのか、純酒精とはどんなものをさしてゐるのか、お判りになつた事と思ひます。

参考

- 清涼飲料税(新設)
- 一種 玉ラムネ 一石 八圓五十錢
- 二種 サイダー 一石 二十圓
- 三種 炭酸瓦斯使用量 一担 六圓

臺灣事情

昭和十七年版發賣

臺灣總督府
臺灣時報發行所

訂正 本誌一四三號掲載「土と開ふ」の記事中二十四頁二段十一行より同十七行目までは記事の正確を缺いてをりますので、左記の如く訂正致します。
「この海岸地方では幾度か開墾事業が行はれたのですが、なかなかその成績は思はしくなかつた。しかし私は製糖會社の援助を受けて、昭和九年十二月、つひにその開墾を決心しました。」



皇民講座

第四十講

國民性

人の性質は、「十人十色」といふことばのとほり、十人集れば、十人みなそれ／＼にちがふ。あつさりしてゐる人もあれば、しつこい人もあり、くよくよする人もあれば、のんきな人もある。これは、一人一人の話だが、これを國民ぜんたいとしてみると、共通したところがあつて、大たいにおいて、日本人はかうだ、支那人はかうだとくべつすることが出来る。さういふ國民ぜんたいの共通した性質とか性格とかいふものを、國民性といふのである。日本人は、忠義の念が強いとか、ドイツ人は、物を事を學問的に考へるとかいふのは、日本なり、ドイツなりの國民性の一面をいひあらはしたものである。

に、國民性のすぐれてゐない國民は、發展しない。ドイツが、このまへの大戦のけつつか、あれほどひどいめにあつたにかゝはらず、今日は、すつかりいきほひをもちかへして、すばらしい活動をしてゐるのは、まつたく、ドイツの國民性がすぐれてゐるからであり、フランスが、ドイツと戦つて、あんなひどいやぶれ方をしたのは、フランス國民性の弱さにもとづくものといはなければならぬ。國民性のよしあしは、かやうに國家の盛衰にかゝはりのあるものであるから、大へんである。

わが日本の國民性のすぐれてゐる第一の點は、天皇陛下をたつとび、國を愛する心のさかんなことである。天皇陛下のおんためには、いのちをかへりみない。これはひとり軍人だけのかくごでなく、一ぱん國民も、みなかういふかくごをもつてゐる。ことにこのごろは、非常時であるから、國民は、いのちをなげ出して、臣道をつくさうと心がけてゐるのである。かういふ心がけは、今にはじまつたことではなく、大昔からさうなのであつて、ふだん何事もなほ平和な時は、ねむつてゐるやうに見えても、一たん國家に事があると、火のもえあがるやうに、

この心のさかんになるのが、わが國のならひである。つきには、神をうやまひ、祖先をたつとぶ。祖先が、天皇陛下のおんためにつくし、國のためにはたらいたこととしのび、自分たちもその子孫として、祖先の名をはづかしめないやうに心がける。祖先の精神が子孫につたはつて、永遠に、尊皇愛國の念のたえる時がない。親は子をはげまし、子は孫をはげまして御奉公申しあげる。これがわが國民性である。以上の二つは、國民性の中心をなすもので、これがあるがために日本人といはれるぜつたいのものである。

そのつきには、わが國民は、氣分があかるくてほがらかである、心もちがきれいさつぱりとしてゐる、正直でまがつたことは大きらひであるといふ國民性をもつてゐる。自分がよければ人はどうでもよいといふやうな利己主義とか、人の弱みにつけこんで、あひてをいぢめるといふやうなざんこくなことは、ぜつたいに出来ない。今、げんに、さかんに弱いものいぢめをしたり、自分の國のつがふためには、人の國などどうなつてもかまはないといふやり方をしてゐる國があるが、わが國のやり

方には、さういふことはない。むしろ正直すぎるとか、同情しすぎるとかおもはれるくらゐのことをやつてゐるではないか。われに手向かふものは、斷乎(だんご)としてうちこらすが、罪のない良民とか、同情すべき難民とかには、どこまでも保護をくはへ、救助をする。實になさげぶかいやさしいとがある。かういふことは、みな國民性の正直さ、あかるさ、やさしさから來てゐるのである。そのほか、こまかくいへば、あれこれとべることもあるが、まづ大たい、以上でもつて、わが國民性のいかなるものであるかが一とほりわかるであらう。

これからのわが國の仕事、すなはち東亞共榮圈の確立などといふことは、かういふすぐれた國民性に、さらにみがきをかけて、正々堂々とやるのでなければ、その目的は達せられない。興亞の戰士たる青年諸君は、こゝに眼をそゝいで國民性を理解し、大國民としての素質をやしなはなければならぬ。

總督府編修官 中 美 春 治

鐵道運賃改正の要點

戰時財源の強化・輸送調整

浮動購買力の吸収、戰時財源の強化、輸送の調整の三見地よりする鐵道運賃の改正といふ中央政府の方針に應じ、當部に於ても鐵道運賃及び取扱制度を改正し、四月一日から實施されるに至つたことは本誌前號で述べたが、本誌に於ては其の改正の要點を掲げることとする。尤も本改正はその内容に示すが如く、旅客運賃の改正に重點を置き、貨物運賃に關しては産業及物價政策の見地から一部修正を行つたに止まる。

鐵道部運輸課

- 一、旅客及手荷物運賃の改正
 - 旅客運賃
 - 一、三等普通旅客運賃に對する貨率を一錢八厘(従來一錢五厘五毛)に引上げた。
 - 二、二等普通運賃は三等普通運賃の二倍、又一等普通運賃は三等普通運賃の三倍とした。
 - 三、三等普通運賃は貨率に乘車區間の料率を乘じて算出するが、算出額五錢未満の端數は之を五錢に切上げ、五錢を超え十錢未満の端數は十錢に切上げることとした。尙運賃割引を爲す場合に於ても、その割引額に端數あるときと同様である。
 - 四、小兒運賃は割引の有無に拘はらず大人運賃の半額であるが、算出額の端數切上げ方は前號と同様にした。
 - 五、旅客運賃は割引の有無に拘はらず最低額を大人十錢、小兒五錢とした。
 - 手荷物運賃
 - 一、手荷物運賃無貨扱が箇數建となつたと同時に、無貨扱を超過する手荷物に對しては重量に拘はらず(一箇の重量は三十斤以内)一箇に付き運送距離百六十斤迄は五十錢、百六十一斤以上は六十斤迄を増す毎に五十錢を加へる。但し犬を手荷物として送る場合は手荷物運賃の三倍とした。

た。尙最低運賃は割引の場合にも適用されることゝなつた。

三、食料品

食料品に付ては重量、容積等の制限を一般小荷物の制限と同様にした。同時に運賃につき多少の値上げを行つた。

四、諸料金

要價額表示料、保管料、配達料及指圖手数料の一部引上げを行つた。

二、旅客及荷物運送規則の改正

- 一、回数乗車券の使用上の制限
 - 回数乗車券は記名人のみが使用し得ることゝしたために、従來の如く同行者の使用並に回数乗車券の併用使用は出来なくなつた。又發賣時は従來は通用區間中の便宜券であつたが、之を發賣又は著隣に制限した尙通用期間に付ては三箇月を六箇月に延長した。
- 二、學生定期乗車券の發賣手續
 - 通學距離に付て八十斤以内といふ制限を設けた。之と共に本乗車券購求の際には通學證明書を二通提出せしめることゝした。しかし従來の乗車券購求申込書の提出は要しない。又引續いて同一區間の定期乗車券を購求する場合は、通用期間満了前でもこれと引換に新しい定期乗車券を購求し得ることゝした。
 - 三、特殊割引制度の是正
 - 宗教家及運動競技會に参加する選手に對する割引を廢止し、被徵用者に對する割引を新設した。又博覽會、或は各種の總會、大會等の參列者に對する割引に付て割引率其の他を改正した。
 - 四、團體取扱の改正
 - イ、團體の種類、團體の取扱を受ける範圍に制限が加へられた。即ち特別團體として高率の割引を受けるものが制限せられ、壯丁團、國語講習所の生徒の如きは特別團體として取扱はれぬことゝなつた。
 - ロ、特別團體其の他に付ては旅行の目的を

女性生理の不順に

オベスチン錠

強力且つ
緩和而も
持續的に
女性ホル
モン作用
を促まし
むる新工
スチル型
合成劑

生理の不順
更年期障害
四肢冷感
乳汁分泌不足

1錠 100円
3錠 300円

明かにし、定められた目的により旅行する場合に限り割引の適用を受け得る。
 ハ、勤労者団、労働協会の團體に對する取扱を簡易化した。

ニ、割引率についても一部改正が行はれた。

ホ、團體世話人の先發員數、團體旅客の寢蓐使用等につき制限が加へられた。

五、定期乗車券再交付の廢止
 定期乗車券の紛失に對しては再交付を認めぬこととした。

六、變更取扱の制限
 定期乗車券或は寢蓐券等は等級變更の取扱をしないこととした。

七、乗車券引換證の制度を廢止した。
 ハ、手荷物の取扱制限

イ、手荷物一箇の長さ、容積及重量の制限が左の通りとなつた(括弧内は從來の制限)

- 長さ 二米 (三米)
- 容積 〇.五立方分 (一立方分)
- 重量 三十斤 (百五十斤)

十、小荷物の集荷制度を廢止した。
 十一、附隨小荷物の制度を廢止した。
 十二、小荷物の取扱制限中一箇の長さ二米以上のものは小荷物として取扱はれないこととした。(從來は三米)

ロ、旅客の日用品に非ざるものは手荷物として託送し得ざることとした。尙荷造其の他の制限は從來と同様である。

ハ、以上の制限範圍内のもので、荷物が旅行用具であり、交通局に於て認められたものでなければならぬ。即ち手荷物として取扱ひ得る物品にして列擧せられた物品に限つて手荷物として託送し得る。

ニ、手荷物の託送は一回に限られ分割託送の制度を廢止した。

九、手荷物の無貨運送
 手荷物の無貨運送に付ては、從來の如く等級別、大人別の區別を廢止し、旅客一人に付一箇限り無貨として取扱を爲すこととした。但し、自轉車及行商品だけは無貨扱を認めない。

十、小荷物の集荷制度を廢止した。
 十一、附隨小荷物の制度を廢止した。
 十二、小荷物の取扱制限中一箇の長さ二米以上のものは小荷物として取扱はれないこととした。(從來は三米)

三、貨物運賃等

車扱運賃

一、等級の改正

1 等級の引上げを行つたもの

イ、物品税の對象となる高級物資

例 毛皮、嗜好飲料、扇風機、金庫、冷蔵庫、革又は消製等の衣類、化粧品、樂器等

ロ、輸送抑制物資

例 庭石、銘木、植木、盆栽、花、球根等

ハ、價格高價にして運賃低廉なもの

2 等級の引下を行つたもの

イ、生活必需物資

例 乾し茹で野菜、乳、煉乳、乳粉、鳥卵、鰹節、海藻、穀粉澱粉類の一部、醬油、味噌、酢等

ロ、代用物資

例 檜油、ゴム代用品等

ハ、價格低廉にして運賃高率のもの

3 減額數の改正

減額數の不合理なものを一部改正した。

二、貨率の改正

1 遠距離貨率及び高級貨率を主なる對照として貨率の引上げを見た。然し近距離貨物と雖も輸送費の關係上若干の改正が行はれた。

2 遠距離輸送不可避の低級貨物に對しては、割引を以て運賃負擔の増加を防止する豫慮が拂はれた。

3 遠距離輸送抑制可能の貨物に對しては一定距離以上輸送を行はない様運賃政策が採られた。

三、一口の最低運賃を六圓とした。

四、貨率地帯百斤迄は五斤刻、五百斤迄は十斤刻、五百斤以上は二十斤刻として、六百斤迄の貨率數を六五本とし運賃の簡便を圖つた。

小口扱運賃

一、貨率の改正

輸送費、小口と車扱運賃との權衡を考慮し、全面的改正を行ひ若干の値上げを見た。

二、貨率地帯は百斤迄十六斤又は十七斤刻、二百斤迄二十斤刻、五百斤迄二十五斤刻、五百斤以上五十斤刻とし、六百斤迄の貨率數を二五本として、運賃計算の簡易を計つた。

三、割増貨率及割増品目

イ、割増率を五割増、十割増、二十割増、九十割増の四本とし、三十割増を廢止し、四割増を五割増に改めた。

ロ、運賃計算の簡易化のため、割増品目を可及的に減少した。新割増品目移動の内容は、現行普通品中輕量品及比較的高級物資は改正五割増及十割増へ、現行四割増品中輕量の程度低きもの及比較的的低級物資は改正普通品へ、其の他は改正五割増へ、現行十割増品は改正十割増へ、現行二十割及三十割増品は改正二十割増品へ編入した。

ハ、割引貨率及割引品目
 現行三割引貨物中生活必需品的性質を帯

一、貨率の改正

輸送費、小口と車扱運賃との權衡を考慮し、全面的改正を行ひ若干の値上げを見た。

二、貨率地帯は百斤迄十六斤又は十七斤刻、二百斤迄二十斤刻、五百斤迄二十五斤刻、五百斤以上五十斤刻とし、六百斤迄の貨率數を二五本として、運賃計算の簡易を計つた。

三、割増貨率及割増品目
 イ、割増率を五割増、十割増、二十割増、九十割増の四本とし、三十割増を廢止し、四割増を五割増に改めた。

ロ、運賃計算の簡易化のため、割増品目を可及的に減少した。新割増品目移動の内容は、現行普通品中輕量品及比較的高級物資は改正五割増及十割増へ、現行四割増品中輕量の程度低きもの及比較的的低級物資は改正普通品へ、其の他は改正五割増へ、現行十割増品は改正十割増へ、現行二十割及三十割増品は改正二十割増品へ編入した。

ハ、割引貨率及割引品目
 現行三割引貨物中生活必需品的性質を帯

五立方米迄擴大することにした。

八、指圖に應じた場合の貨物保管料及貨車留置料の計算時間を改正した。この場合の著しに於ける貨物保管料及貨車留置料は、先に於て引渡を爲すべき時又は到着通知を發した時が午前とのときは、翌日午後零時から、午後とのときは翌日の午前零時から指圖の通知を受けた時までの時間に對して計算することになつてゐるが、用先で引渡を爲すべき時又は到着通知を發した時が、午前午後孰れの場合も翌々日午前零時から指圖を受けた時迄の時間に對して、貨物保管料及貨車留置料を計算することとなつた。

九、發車に於て車扱貨物積載後重量超過を知つた場合、運輸上支障なしと認めるときは其の儘發送し、支障のあるときは超過部分の取卸をなし、且つ取卸部分は別口として相當報種別に訂正の手續をした上、貨物送付書を作成して、適宜の方法に依つて著しに送付することにした。

十、荷造の破損その他に因つて前途の運送に支障を生ずる處のあるときは、外装の修復を、

十一、現在縦貫線と京中線間發着貨物で、追分、玉田を經由するものは追分、玉田間の料程に依つて運賃を計算してゐるが實際の運送は彰化を經由してゐるので、追分玉田間の貨物營業料を廢止し、彰化廻りの料程で運賃を計算することにした。

十二、運賃又は料金を計算する場合、又は運賃の割戻額を計算する場合、五錢未満の端數は之を五錢に切上げ、五錢を超え十錢未満の端數は十錢に切上げることにした。

十三、小口扱貨物の運賃計算最低重量六十疋を三十疋に改めた。

十四、貨物運送の記載又は荷送人の申告に基いて計算した運賃が、正當運賃に不足する場合は、不足運賃の三倍に相當する増運賃を收受することになつてゐるが、これを五倍に増大した。

十五、貨物運送の記載又は荷送人の申告に基いて計算した運賃が、正當運賃に不足する場合は、不足運賃の三倍に相當する増運賃を收受することになつてゐるが、これを五倍に増大した。

五、結語

以上於て今回改正された鐵道運賃並に取扱制度の概要を掲げたが、旅客運賃の改正は戰時財政政策に基くものであつて、鐵道省に於ても同様四月一日から値上げを行つたのである。鐵道省に於ける三等運賃は、從來の七貨率地帯を廢して二貨率地帯とし、百五十料を超えるものに對しては一錢とした。然るに當局線に在つては單一貨率たること從來と同様であるが、貨率は一錢八厘に引上げられたのであつて、鐵道省線運賃(朝鮮に於ける運賃も同様)と比較するとき、從來の比較より著しく割安となつてゐる。本改正貨率は鐵道省の特殊事情を考慮せられた結果であつて、内地朝鮮等に比し低率な貨率が設定されたのである。

貨物運賃の改正に付ては、生産の擴充、國民生活の安定、低物價並に輸送の整備等に重點を置き、貨率の是正等級の改訂を行つたのである。

新嘉坡降伏の日

突擊決行前の 牟田口兵團長

昭和十七年二月十五日午後七時五十分、シンガポールの英軍司令官パーシバルが部下七萬三千の將兵をひきつれ、わが軍門に無條件降伏を申出た數時間前のことである。この日牟田口兵團は午前十時を期し、いよいよ敵最後の要塞據點に突撃を敢行することになつた。しかし敵砲彈は至近の距離で間斷なく炸裂し破片の飛散と爆風で息さへつけず、頭もあげられない熾烈さのため延期のやむなきに至り、部隊は待機のまま激戦を繰返するうち正午になつた。三時になつても尙進展をみず、部隊本部

ふことになつてゐます、第一戦は將士の士氣は極めて旺盛で、御安心下さい。それに今兵團長が第一線に進出されると、部下の聯隊長は、突撃時期が延びてゐるので激勵奮戦に來られたのかと思つて、餘計な無理をし、強行攻撃をやり、不必要な損害を出すかも知れぬ。今は不適當です。明朝にして下さい。」と云つてとめた。すると兵團司令部の天幕の中に黙然と立つて聽いてゐた牟田口兵團長は、ロリと涙を落し、

「俺はそんな氣持で第一線に出るのではない。また俺の部下は俺の第一線進出を知つて、奮戦に來たなど云ふ水臭い氣持や考へを持つものは誰一人を知らぬ。恐らく今夜部下の聯隊長は軍旗を先登に決死の突撃をやるだ

「兵團長閣下第一線に出てやうつて下さい。」と云つた。兵團長も嬉しさに首をうなづいた。かくてそれから間もなく、「英軍降伏せり」と、兵團司令部に緊急電話が掛つて來たのであつた。



皇軍を歓迎するビルマの子供たち

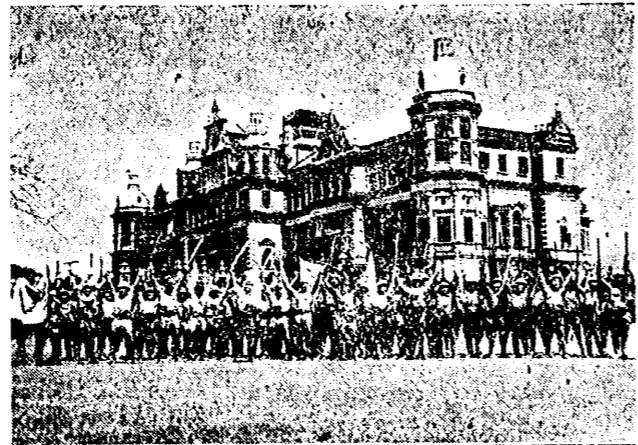
ビルマの風俗

寺院と佛塔の國

暹とビルマとの國境を突破した我が皇軍精銳部隊は、シャ
ン高原の大密林地帯の道なき道を邁進し、起伏重疊の山々と
迂回曲折の溪谷と交錯する自然の大要塞を、空陸から制壓
し、三月八日には遂にビルマの首都ラングーンを陥落せし
め、その死命を制するに至つたのである。かくて大東亞共榮
國の一翼として、新アジアの建設に協力することになつたビ
ルマとはどんな處か。

X

政治上ではイギリスの領
有するインド帝國の一州と
なつてゐるが、全面積二六
三〇〇方哩（我が國全面
積よりやや大）の中、イギ
リスの統治の届いてゐる部
分は、凡そ二四六〇〇方
哩で、その他の一六〇〇〇
餘方哩、即ち最北部並に南
東部の山地の一部は、未だ
にイギリスの管理が届いて



(てに前佛塔大のーダベ下・前邸官督總市ンダラ・上) 聖制をマルビ軍皇

るが、半獨立の状態にあ
る。

ビルマは地圖で見ても判
るやうに、南北に延びてゐ
る國だけに、南北で、いろ

／＼の事情が違つてゐる。
即ち土地の過半が熱帯圏内
にあるにも拘はらず、比較
的氣候が溫和で、雨量の多
少により、幾分の差はある

が、北部又は東部の山地で
は雪を見ることさへある。
ビルマには、ビルマ族を
はじめ、シャン族、カレン

X

族、カチン族、チン族、ア
ラカン族、タライン族、パ
ラウン族等のほか、支那人、
印度人、ヨーロッパ人、そ
して其の混血人が住み留
邦人は極めて少い。
ビルマ族は、他の種族に
比して開化の度が高く、ア
ジャヤ中のチベット群に属
するので、言葉はチベット
及び支那語に近いものであ
り、又文字はインドの影響
を受けて、パリー語の變形
した左から右へ横書きのも
のである。
ビルマ人は、支那人や日
本人と酷似してゐて、體格
は小づくりだが頑丈で、顔
は平たい方、毛髪は黒く、
皮膚の色は薄い。一般に温

順で平和な民族である。
長く歐洲人をはじめ支那人、インド人などの壓迫に苦しめられて来たので、弱者の常として陰險で猜疑心が深く、その上に暑い國だけに餘り勤勉でない。

元來が小乗佛教國なので、男の兒なら八、九歳になると、まづ僧院に入つて初等教育を受け、十三、四歳になれば必ず剃髮して小坊主の生活を始めるのである。従つて僧侶の尊敬される事は非常で、佛塔や寺院も多く、すべて信者の献金によつて建てられ莊嚴なものである。その多くは煉瓦

で築き、漆喰ひで固め、それに金箔などを置き、立派で且つ優雅なビルマ獨特の調和美を現はしてゐる。佛教國だけに、殺生は嚴禁され、そのために野犬の横行が盛んで、狂犬病なども跳梁し、これが豫防と治療のため州政廳では弱りきつてゐる。

又、ビルマ人は一般に朝夕の二食主義で、米食を主とし野菜や果實などを副食物とするが、魚肉は食つても獸肉は絶対に用ひない。又酒より煙草を嗜み、老若男女の別なく、葉巻を喫ふ習慣がある。

習慣といへば、この他の

人々は、檳榔樹の果肉に石灰の煉つたものをつくり、刺戟の強い香料を加へ、それを齒醫といふ植物の葉で包んだものを嚼むのを例としてゐる。彼等はこれを嚼みながら、血のやうな無氣味な唾を處嫌はず吐き散らし、唇も齒も赤く染まつてゐる。又、男子は僧侶生活に入る前、必ず臀部に入れ墨をし、女子は十二、三歳になると、兩方の耳たばに孔をあけ、それに金銀その他の飾りをつけるが、いづれも一人前になつたしるしで、暑い國だけに早婚であることはいふまでもない。

首都ラングーンは、今か

ら五、六十年前までは、沼澤の多い一漁村に過ぎなかつたが、イギリスが領有して以來、現在の市街が建設されたので、あらゆる文化機關が整ひ、歐洲式の街路や建築に交つて、ビルマ特有の寺院佛塔の點在するのも一奇觀である。

昭和十七年四月十五日發行
發行所 臺灣總督府情報課
〒北平路町三丁目十五番地
印刷所 加藤 吉
〒北平路町一丁目三番地
小塚本店印刷工場
〒東京市東區高島三丁目七番地
廣告掲載御希望の向きは左記へ御照會御申込を乞ふ
電話 東京 三三三三
大阪 三三三三
南仲社
〒東京市東區高島三丁目七番地
電話 東京 一八四三、一八四六番

体内に元氣が漲り

根氣と体力が強くなる

信州伊那の谷特産、塩澤家傳の養命酒を朝夕小盃に一杯づつ飲んで居ると、根氣と体力が強くなり、体内に活氣が溢れて、疲勞知らずで老人でも壯者を凌ぐ元氣で活動する人が多い。それは養命酒の中に溶け込んで居る、貴重藥草の活性成分が血行を盛へ新陳代謝の機能を旺盛にし、胃腸を初め内臟諸器官の働きを活潑にする爲であります。

事に疲れ易くて困るとか、肺や肋膜炎が弱く何を喰へても肥れぬとか、動悸や息切に悩むと云ふ病弱虛弱の方は此の際一日も早く養命酒を飲んで元氣で健やかな丈夫な身体になられるやう特にお奨め致します。



養命酒は全国各地で販賣されて居りますが、小坂風間、大坂五圓藥材店、鹽澤元は信州伊那の谷特産酒です。

養命酒は全日本各地で販賣されて居りますが、小坂風間、大坂五圓藥材店、鹽澤元は信州伊那の谷特産酒です。

結核豫防に!

脂溶性ビタミン

体内に充分な脂溶性ビタミンを補給すると皮膚や呼吸器粘膜の防壁を強化し、病菌や病虫の侵入をうける強い抵抗力を培ひます。その目的には毎日缺かさず一―二粒のハリバの連用が最も手軽で効果的です

東京 大阪 田邊商店
包装...百粒・五百粒

昭和二十九年四月十五日發行
昭和二十九年四月十五日發行